

(別紙)

J R 東日本エネルギー開発株式会社  
(仮称) 仁山高原風力発電事業環境影響評価方法書に係る知事意見

本事業は、亀田郡七飯町及び北斗市の約 279.134ha を対象事業実施区域として、最大 9 基の風力発電機（全高最大約 179.4m、ローター直径最大約 158m）による最大出力 38,700kW の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域は大沼国定公園と一部重複し、同区域及びその周辺には、鳥獣保護区、保安林、特定植物群落及び自然度の高い植生といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、特に、鳥獣保護区及び保安林は同区域のほぼ全域、特定植物群落は区域の大部分を占めているほか、オジロワシやクマタカなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域には、山地災害危険地区が存在しているほか、同区域周辺には住宅等が存在している。さらに、同区域及びその周辺には環境影響評価法令の対象である風力発電事業が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

## 1 総括的事項

- (1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺には、環境影響評価手続中の風力発電事業があることから、他事業者による風力発電事業との累積的影響や並行的に行われる現地調査に伴う人為的な攪乱による動植物への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域の設定や調査手法等に関して事業者間で十分な協議、調整を行うとともに、他事業者から必要な情報を入手した上で、2 の個別的事項に示すとおり、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に環境影響を回避又は低減すること。

また、情報の入手に当たっては、本事業の環境影響評価に関する情報についても他事業者に提供するなど、相互に環境保全のための有用な情報の共有が図られるよう努めること。

- (3) 本方法書に対し、景観や生態系への影響などを懸念する 363 通の意見書の提出があったことを踏まえ、今後の手続きに当たっては、より一層の相互理解促進のため、関係市町、関係機関、住民等へのより積極的な情報提供や丁寧な説明など適切な対応に努めること。

- (4) 七飯町では「七飯町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を、北斗市では「北斗市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を定めており、特に北斗市のガイドラインでは、きじひき高原内の主要な眺望点から眺望した際に、発電設備が極力見えないよ

う配慮を求めていることから、これらを十分に尊重し、関係市町と調整を図ること。

- (5) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能とすることや、図書の内容の継続性を勘案し、縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音及び振動

- ア 対象事業実施区域周辺には住宅等が存在しており、工事の実施に伴い、騒音による重大な影響が懸念される。このため、搬入路等の土地改変箇所の検討に当たっては、できる限り住宅等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。
- イ 建設機械の稼働に伴う騒音に係る現地調査は1回の実施としているが、季節による変動の可能性について十分に配慮した上で、地域の気象条件や騒音発生源の稼働状況等に基づき、適切な回数及び時期を設定すること。
- ウ 騒音による生活環境への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。
- エ 工事用資材等の搬出入による騒音及び振動並びに建設機械の稼働による騒音について、他の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- オ 施設の稼働による騒音について、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

### (2) 水質

- ア 対象事業実施区域の下流域には、内水面漁業権が設定されている大沼、小沼及び蓴菜沼が位置しているが、閉鎖性水域であることから、土地改変に伴う濁水の流入などによる影響が懸念される。このため、同区域の地形を適切に把握し、関係機関との協議により水域利用の状況を踏まえた上で、水質への影響を回避するなどの環境保全措置を講ずること。
- イ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

### (3) 動物

- ア 動物調査の踏査ルートについては、土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。
- イ 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域や対象種の特性に応じて、適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定すること。
- ウ コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バットストライク等の影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- エ 対象事業実施区域及びその周辺では、希少な鳥類であるオジロワシやクマタカなどの生息が確認されているほか、ノスリや夜間に渡りを行う鳥類等の移動経路となっている可能性がある。このため、これら希少な種をはじめとする鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

なお、バードストライクについては、対象事業実施区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車配置の関係を図示した上で、評価を実施し、準備書に記載すること。

また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、専門家等から助言を得ながら鳥類への累積的影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

オ 対象事業実施区域は大沼周辺に位置しており、大沼で越冬するハクチョウ類やカモ類等の飛来ルートが明らかになっていないものの、同区域及びその周辺がこれら鳥類の移動経路となっている可能性があることや、希少な水生昆虫が多く生息する地域特性を踏まえ、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

カ 哺乳類や鳥類、昆虫類だけでなく魚類など各分類群について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

#### (4) 植物

ア 植物調査の踏査ルートについては、土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木伐採の可能性がある区域を網羅し、改変による影響を十分な精度で予測及び評価が可能となるよう踏査ルートを設定し直すこと。

イ 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、対象事業実施区域内に分布している特定植物群落（渡島国仁山高原木地挽山シバ草原）や植生自然度9のハルニレ群落等については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で改変区域から除外すること。

ウ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

#### (5) 生態系

ア 注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえ必要に応じて見直すことを含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載すること。

イ 動植物の現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、注目種が地域の生態系において占める地位が分かるように、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえ、十分な調査を行うこと。

また、採餌に係る影響の予測評価にあたっては、施設の存在及び稼働や工事が餌種や餌種の生息環境等に与える影響についても評価に含めること。

ウ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、対象事業実施区域のほぼ全域が大沼鳥獣保護区と重複していることや同区域の一部が大沼国定公園と重複していることを踏まえ、改変等の必要性について十分検討するとともに、その範囲を必要最小限とすること。また、同区域の大部分を占める特定植物群落（渡島国仁山高原木地挽山シバ草原）をはじめ、ハルニレ群落（植生自然度9）といった自然度の高い植生の区域及び哺乳類や鳥類などが繁殖やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在を確認した上で、改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

## (6) 景観

ア 対象事業実施区域と一部重複する「大沼国定公園」や同区域に隣接する「きじひき高原」は、いずれも複数の眺望点があり、風車の設置に伴い、これらの自然景観や眺望景観に重大な影響を及ぼすことが強く懸念される。

このため、「大沼国定公園」の直接改変範囲を必要最小限とすること。また、主要な眺望景観に対する影響については、見え方の大きさのみでなく、「大沼国定公園」、「きじひき高原」及びその他主要な眺望点からの景観を阻害しないよう配慮するとともに、地域住民や観光客、国定公園利用者などの個人や関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。

イ フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成するとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。

また、他の風力発電事業に係る情報を収集した上で、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

## (7) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 「きじひき高原」については、本事業の実施に伴う騒音、風車の影等による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限りその活動の場や周辺を避けるとともに、その利用状況や利用者の意識等について十分調査した上で、工事用資材等の搬出入や施設の存在のみならず、建設機械の稼働及び施設の稼働による影響も含め適切に予測及び評価を実施すること。

イ 「日暮山」等については、事業に係る工事関係車両の主要な走行ルートと近接しており、その活動やアクセス特性への影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、適切に予測及び評価を実施すること。

ウ 工事用資材の搬出入に伴うアクセスルートへの影響について、他の風力発電事業と工事時期が重複する場合は、当該事業との累積的な影響についても適切に調査、予測及び評価を実施すること。

## (8) 廃棄物等

本方法書では、残土については環境影響評価項目として選定していないが、工事の実施に伴う廃棄物等については、産業廃棄物だけでなく、残土についても、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。